

こんにちは。青森市勝田で会計事務所を経営している、公認会計士・税理士の西谷俊広です。今回は相続のご相談の中から遺産分割のお話を紹介します。

相続の一般的な知識として、誰が相続人になるのかということがあります。配偶者は必ず相続人となり、配偶者と別に子、親、兄弟姉妹の順に相続人となります。子がいれば配偶者と子が相続人となり、子がいな

# 医業

学ぶ

知る

# 税務

ければ配偶者と親が相続人となり、子も親もいなければ配偶者と兄弟姉妹が相続人となります。ここでいう相続人とは民法で定める法定相続人のことで、法定相続人は当然に相続する権利を持ちます。なお、遺言により法定相続人以外の人に遺産を渡す場合は「遺贈」といって「相続」と区別されます。

今のお奥さんの子の相続割合と同じです。かつては非嫡出子の相続割合は嫡出子の相続割合の1/2でしたが、民法の改正で同じとなりました。

兄弟の仲が悪いなど遺産分割協議がまとまらないと、いつまでたつても預金の移動や不動産登記ができませんし、配偶者にも遺産の分配ができません。そのため、相続が採めそうな場合はあらかじめ遺言書を残すことが望ましいこととなります。

留分は法定相続分の半分です。例えば、配偶者と長男、次男が相続人の場合、法定相続分は配偶者が1/2、長男が1/4、次男が1/4となるので、遺留分は配偶者が1/4、長男が1/8、次男が1/8となります。そのため、仮に配偶者に1/2、長男に1/2という遺言を残すと、何も貰えない次男が遺留分減殺請求を起す可能性があるということです。もつとも、遺留分は請求権ですので、相続人本人が遺産を受け取らないことに納得

すれば、遺留分減殺請求権を行使しないのは本人の自由です。なお、兄弟姉妹には遺留分がありません。

## 【今月のテーマ】

### 相続税のよくある質問

ドクターが離婚している場合は前の奥さんは相続人にはなりません、前の奥さんとの間に生まれた子は、血のつながりがあるので相続人になります。相続割合は、今の奥さんとの間に生まれた子の相続割合と同じです。また、認知した子も相続人となり、認知した子の相続割合も

## 西谷 俊広 (にしや としひろ)

公認会計士、税理士。昭和43年青森市生まれ。函館ラサール高校卒、東京外国語大学英米科卒、監査法人トーマツ勤務、国際協力銀行勤務を経て平成13年に帰青。三浦公武税理士事務所、西谷律男税理士事務所、阿部陽一税理士事務所を継承し現在に至る。平成28年6月より、みちのく銀行社外取締役(現任)。平成29年6月より、青森市監査委員に就任(現任)。

## 筆者紹介

